

質疑応答

質問者①：条例や法律を制定する際、罰金の制度を設けなければ完全には変わらないと考えているがどうか。

講師：ルール違反として罰則、罰金は必要であると思う。ただし、罰則を設けることで少しは良くなる効果があるかもしれないが、一人ひとりの心のバリアフリーを育成していくことが大切ではないか。意見として受け止めていきたい。

質問者②：明石市の事例では、情報コミュニケーションに困っている様々な障害者が一緒になって条例を作ったということで、非常に感動し、意義があると感じた。一般的に視覚障害者は視覚障害者のことを言い、聴覚障害者は聴覚障害者の事を言うようになりがちである。明石市では、なぜ障害の横断的な協力や話し合いができ、条例を制定するに至ったのか。

講師：条例の取りまとめ役は行政であった。行政の中心人物のひとりとして、内閣府の障害者施策推進室にいた車いすユーザーがいて条例の必要性を市長に訴えるとともに、様々な障害者団体のパイプ役となった。行政の力は大切であるが、明石市には障害者の声を一生懸命聞こうとする意志があり、それが何より素晴らしかった。

質問者③：明石市の協議会で支援者が含まれていた事について、その経緯が知りたい。また、支援者が会議に参加するメリットは何か。

講師：支援者とは障害当事者と一緒に生活し、活動する同志のような存在であるが、支援者の意見は聞いた方が良い。なぜなら、支援に係る費用負担、身分保障など、障害当事者には分からない問題があるからである。要望がすべて認められるわけではないが、行政にとって様々な情報を得るという意味でも重要である。

質問者④：交通事業者の職員などが手話を使ってコミュニケーションを行うためには、手話検定でどのくらいの級があれば良いか、またどのような手話を使えば便利なのか。

講師：手話検定は1級から5級までの6段階ある。例えば、名古屋の大手企業では、聴覚障害の社員と社内でのコミュニケーションの担い手となるため、2級あるいは3級を受ける社員を募集し「しゅわっち」というサークルを作って、取り組んでいると聞いている。聴覚障害者にとっては簡単な手話でも理解してもらえるとありがたい。また、空港や駅で簡単な説明は筆談よりも手話を使ってもらえる方が聴覚障害者にとって気持ちが楽になることは間違いない。

質問者⑤：空港において手話ができるスタッフはまだまだ少なく、増やしていく必要性を感じている。特に災害時の対応として、声で情報を伝えることが多くなるため、

文字で情報を伝える対応の必要性を感じた。空港を利用される際に一番困ること
はどのような事で、どのような対応を望むか聞きたい。

講師：手荷物検査でゲートを通行する時、ブザーが鳴ってしまって、係員に何を言わ
れているか分からないことがあった。いつもはメモを持っているが、荷物を全て
預けているため紙など手元になかった。結局、よくわからなかったので、再度ゲ
ートを通行するが、やはりブザーが鳴って通れなかった。そのような場合、手話
のできるスタッフがその場にいればよいが、いない場合には筆談ボードを置くな
どの配慮が必要である。

質問者⑥：聴覚障害者として、2020年のオリンピック・パラリンピックで何を要望する
か。

講師：ここでは全日本ろうあ連盟の理事としてではなく、東京都聴覚障害者連盟の理
事として述べたい。東京都聴覚障害者連盟では、手話を学ぶコースに、「手話ので
きる都民養成クラス」を新設した他、都内6つの駅にタブレットを置いて試験的
に手話の遠隔サービスを行っている。2年間、遠隔サービスの反応を見て2020年
には聴覚障害者だけでなく、全ての障害者が全ての駅で利用できるよう要望を出
す予定。2020年オリンピック・パラリンピックでは、音声は視覚情報に変わるよ
うなバリアフリーを求めている。また、オリンピック・パラリンピック開催中は
地下鉄が24時間運転するという噂があるので、同じように24時間手話遠隔サー
ビスが利用できればと個人的に思う。

質問者⑦：自治体の予算や対応などの地域格差の拡大について触れられていたが、手話
通訳士の数と予算が比例している、つまり、予算の少ない地域には対応できるサ
ービスがないという状況があると考えてよいか。

講師：手話通訳士の数が多くても予算が削減されているところもあるため、必ずしも
そうではない。予算の問題よりもっと大切なことは通訳派遣できる権利である。
行政によっては趣味などには通訳派遣が認められていないところもある。聴覚障
害者にとっては権利を使えない事と同じである。そのため派遣要綱の見直しをす
るべきである。一か月に派遣が認められる回数に限度を設けているところもある。
それでは月末になると残りの回数を考えて手話通訳派遣依頼を控えるようにな
るなど、本末転倒である。いつでもどこでも予算にかかわらず通訳派遣を要請で
きる環境整備が望ましい。その上で予算を増やしてもらえればと思う。

質問者⑦：手話通訳派遣要綱を見直すことで、手話通訳サービスを受けられる回数制限
がなくなり、様々な場で通訳の派遣要請が増えてくることが考えられるが、それ
に対して手話通訳士の数は足りているのか。

講師：手話通訳士の数は足りていない。また、人数が足りていないというだけでなく、医療や、企業内の専門的な会議の場において、専門的な知識を持つ通訳士が足りていない。手話通訳士の身分保障の問題も重要である。手話通訳士の職業病である頸肩腕障害は労災では認められないケースが多い。給与も非常に少ないため、普通の手話通訳士は通訳だけでは生活することができない。先ほど紹介した明石市の通訳士はきちんとした生活ができる給与が支払われている。とても良い例である。身分保障がないと今後通訳者は増えていかない。保育士の給与についても議論がされているのと同じように、手話通訳者の身分保障についても考える必要がある。

質問者⑧：羽田国際空港は、エレベーター内に聴覚障害者用の押しボタンがあり、案内所にコミュニケーション支援ボードや筆談ボードがあるなど、聴覚障害者の対応が進んでいると聞いている。手荷物検査の場においても、ブザーの他にランプがあるなど、聴覚障害者への対応はないのか。

講師：羽田新国際空港を利用したことがないので、手荷物検査のゲートがどのようなになっているかよく分からないが、羽田新国際空港を建設する際に東京都聴覚障害者連盟の関係者がユニバーサルデザインについての現地検証を行ったと聞いている。そのため、今までのものとはかなり変わっている。ただ、制限外エリアのチェックのみで、制限エリア内のチェックは行われていなかったようだ。